

掛川市告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項の規定により除去した違法放置物件を同条第2項の規定により次のとおり保管した。

平成29年1月16日

掛川市長 松井三郎

1 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量

(1) 成人男性の衣類 1式

(2) 長方形のスーツケース 2個

2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時

(1) 放置場所

掛川市和光二丁目26番地付近（和光橋左岸）

(2) 除去日時

平成29年1月16日 午後3時

3 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管開始日時

平成29年1月16日 午後3時

(2) 保管場所

掛川市役所都市建設部維持管理課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

4 連絡先

保管場所と同じ（電話番号 0537-21-1154）。